

## 議案第5号

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年2月23日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

新居浜市建築基準法施行条例（平成12年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「がけ」を「崖」に改め、同条第1項各号列記以外の部分中「がけ（こう配）」を「崖（勾配）」に、「がけの上端」を「崖の上端」に、「がけの高さ」を「崖の高さ」に、「がけの形状」を「崖の形状」に、「がけ又はがけ」を「崖又は崖」に改め、同項第1号中「がけ」を「崖」に改め、同項第2号中「がけ崩れ」を「崖崩れ」に改め、同項第3号中「がけ」を「崖」に改め、同項第4号中「第8条第1項」を「第9条第1項」に改め、同条第2項及び第3項中「がけ」を「崖」に改める。

第13条第1項中「いう」を「いう。）をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、引用法令条項のずれが生じたこと等による所要の条文整備を行うため、本案を提出する。